

令和2年10月27日
【厚生労働省】

【概要書】

令和元年度 我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和元年度 我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況 (令和2年版自殺対策白書)の骨子

自殺対策基本法に基づき、毎年、国会に提出(法定白書)。

<自殺対策基本法>

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第1章 自殺の現状

- 自殺者数の推移
- 年齢階級別の自殺者数の推移
- 原因・動機別の自殺者数の推移
- 先進国との比較
- 令和元年の自殺の状況
等

第2章 自殺対策の基本的な枠組みと 中高年、高齢者の自殺をめぐる状況

- 自殺対策の基本的な枠組み
- 中高年、高齢者の自殺をめぐる状況
前年版では若年層の自殺について分析。本年版は、
中高年層及び高齢者層の自殺について分析

第3章 令和元年度の自殺対策の実施状況

令和元年度に行われた政府の自殺対策の取組について、取りまとめ。

自殺の現状② 原因・動機別、先進国との比較

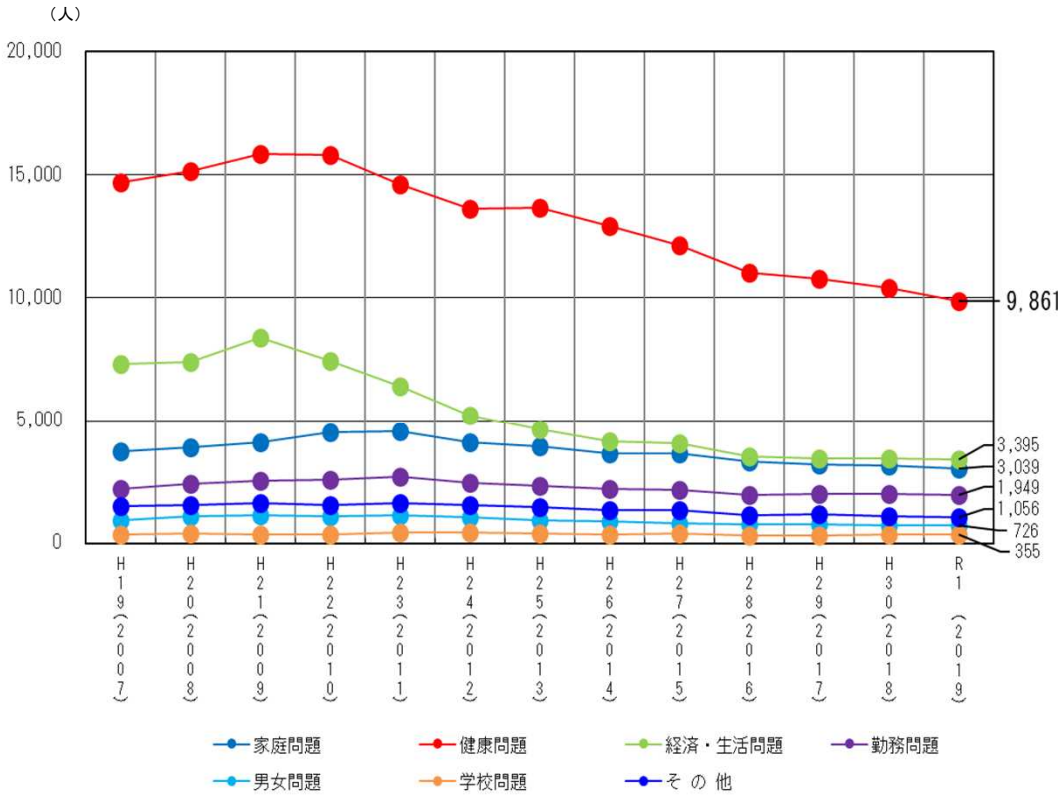
○原因・動機は、多くの場合、複合的に連鎖。
個別にみると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順に多くなっている。

※ 健康問題のうち、うつ病等の精神疾患については、経済・生活問題をはじめとする他の問題が深刻化するなかで、これらと連鎖して発症することも多いと考えられることに留意が必要。

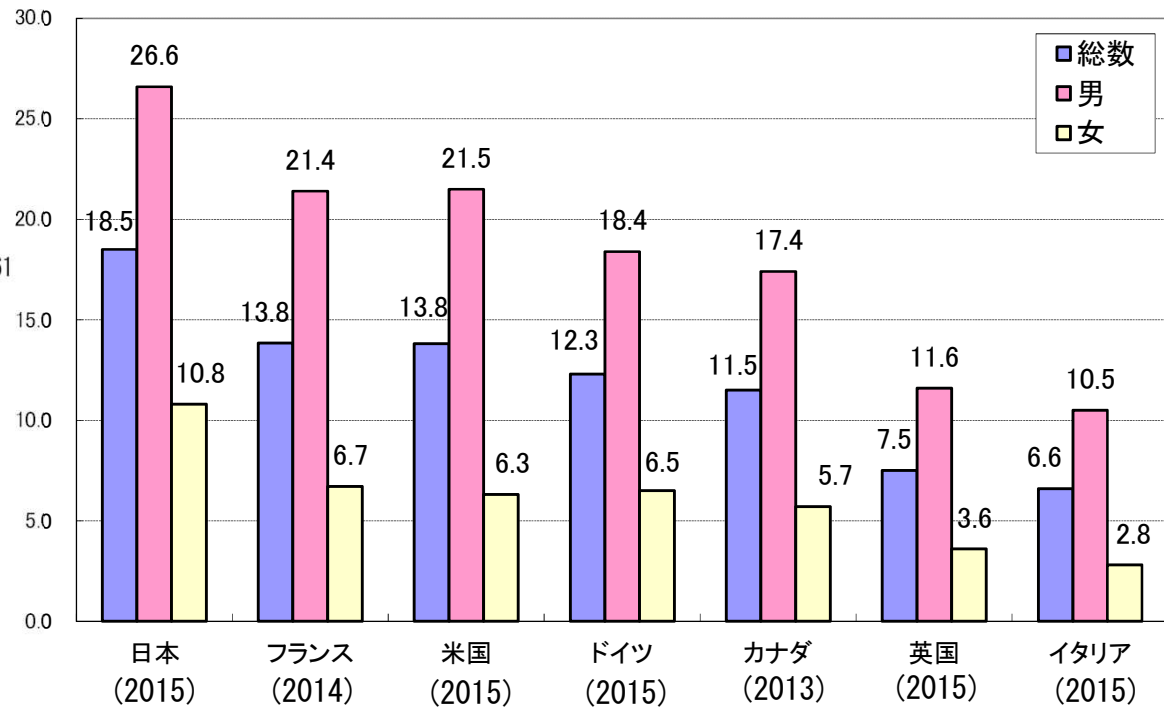
○我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、他の先進国より高い。

※最新のデータ(2018年の人口動態統計)によると、日本の自殺死亡率は、16.1

原因・動機別の自殺者数の推移



先進国の自殺死亡率



※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としている。

資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

資料:世界保健機関資料(2018年9月)より厚生労働省自殺対策推進室作成

中高年(40～64歳)の自殺をめぐる状況①

～自殺者を男女別、年齢階層別、職業別に原因・動機等を分析～

中高年の自殺

- 全体的に減少傾向で推移しており、特に経済・生活問題は大きく減少して推移。
- 健康問題を除けば、男性では生活苦などの経済・生活問題が多く、女性では夫婦関係の不和などの家庭問題が多い。

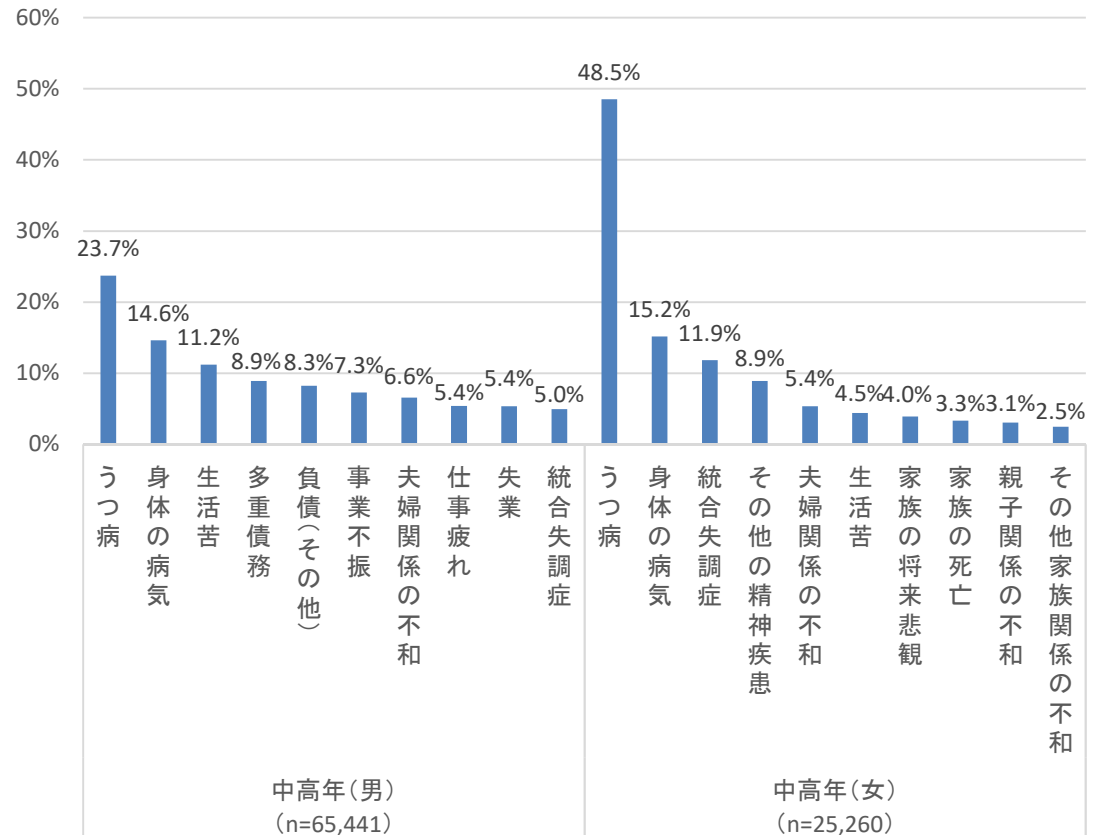
※健康問題のうち、うつ病等の精神疾患については、経済・生活問題をはじめとする他の問題が深刻化するなかで、これらと連鎖して発症することも多いと考えられることに留意が必要。(以下同様)

中高年の原因・動機の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
家庭問題	1,854	2,027	2,097	1,835	1,705	1,561	1,531	1,440	1,408	1,343	1,315
健康問題	6,401	6,506	6,093	5,516	5,416	5,137	4,790	4,297	4,214	4,077	3,736
経済・生活問題	5,689	4,974	4,189	3,337	2,836	2,458	2,355	2,069	1,961	1,977	1,942
勤務問題	1,321	1,407	1,354	1,258	1,224	1,169	1,075	1,037	1,066	1,071	1,060
男女問題	291	297	328	309	242	255	234	222	256	220	226
学校問題	1	0	3	5	0	1	1	0	2	0	1
その他	596	626	598	547	535	467	469	388	392	341	373

注：作成は自殺日を基にしているため、年中における自殺の状況などで用いる発見日とは数値が異なる。

中高年の原因・動機の計上比率



注：平成21年～令和元年までの総数に対して、原因・動機特定自殺者数の総数で計上割合を算出し、上位10位までを計上。(以下同様)

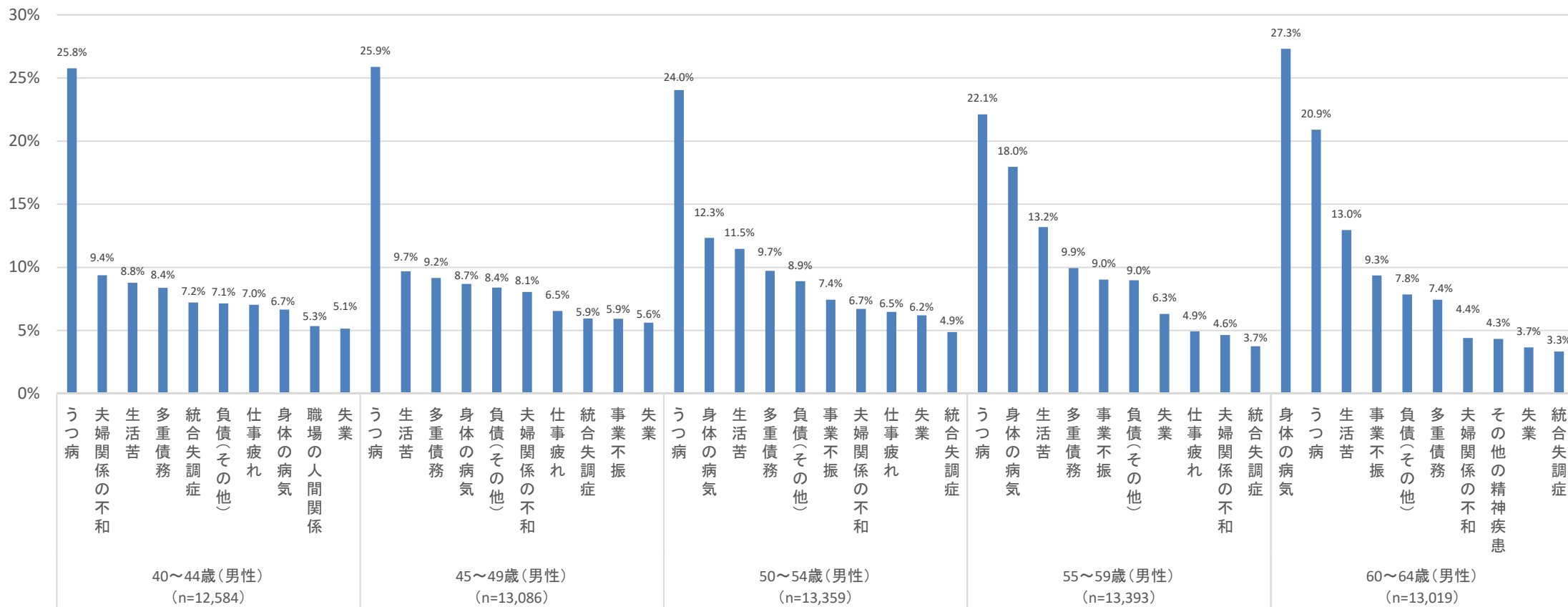
中高年の自殺をめぐる状況②

中高年(男性)の自殺

○全ての階層で健康問題を除けば、生活苦、多重債務、事業不振、失業などの経済・生活問題が多い。

○40代では夫婦関係の不和が相対的に多く、50代及び60～64歳では事業不振が相対的に多い。
また、年齢が上がるにつれて身体の病気が多くなる。

中高年(男性)の原因・動機の計上比率



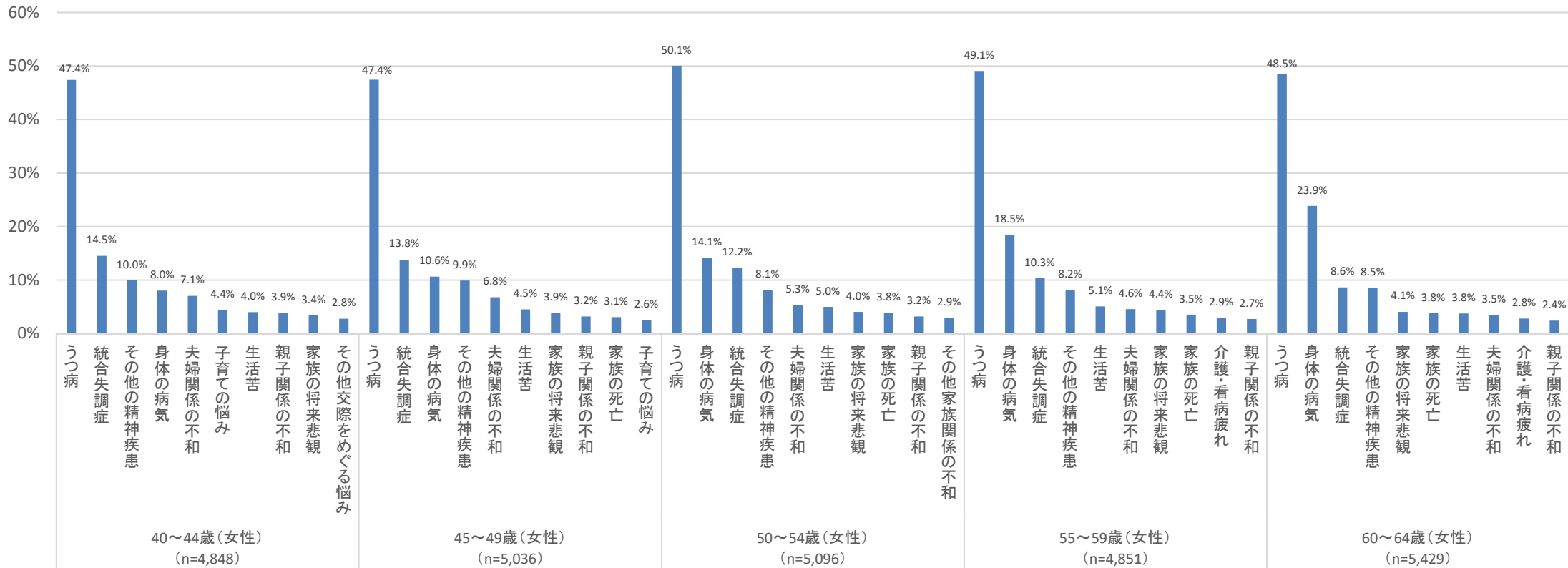
中高年の自殺をめぐる状況③

中高年(女性)の自殺

○全ての年齢階層でうつ病、身体の病気、統合失調症及びその他の精神疾患の健康問題が上位4位。

○男性と比較して経済・生活問題が少なく、家庭問題が多い。家庭問題のうち、40代では子育ての悩み、55～59歳及び60～64歳では介護・看病疲れがみられるのが特徴的。

中高年(女性)の原因・動機の計上比率



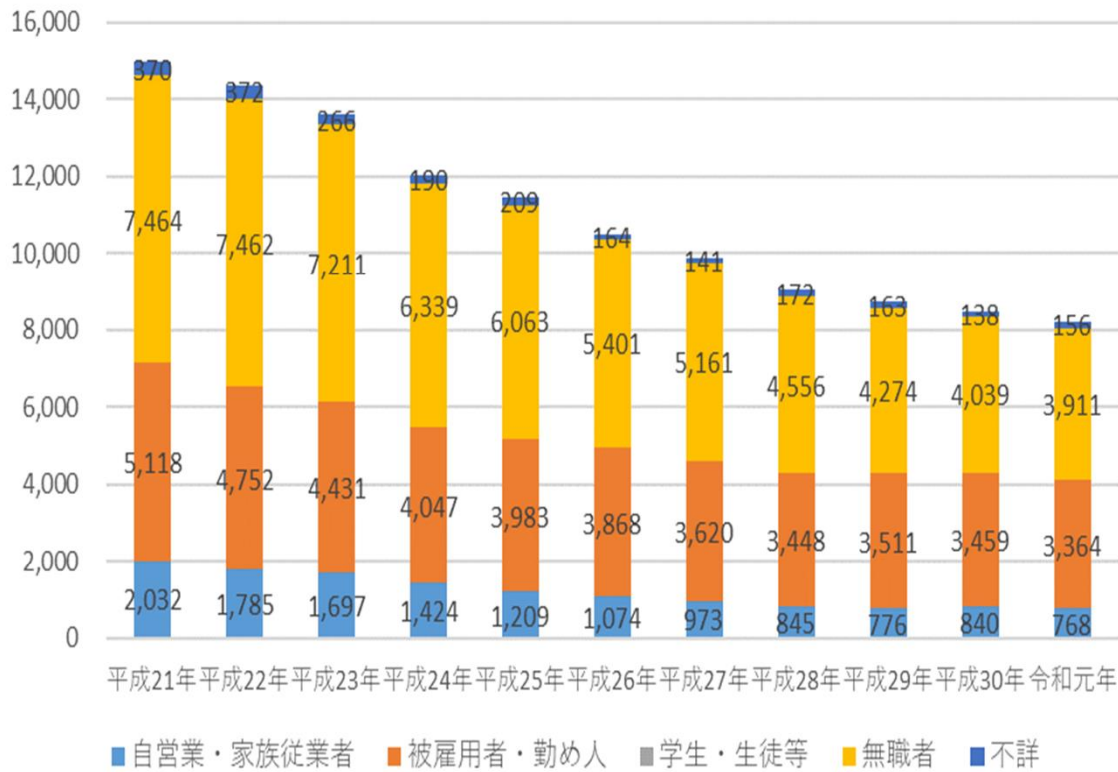
中高年の自殺をめぐる状況④

中高年の自殺(職業別)

○全体的に減少傾向で推移しており、特に自営業・家族従業者の減少割合が大きい。

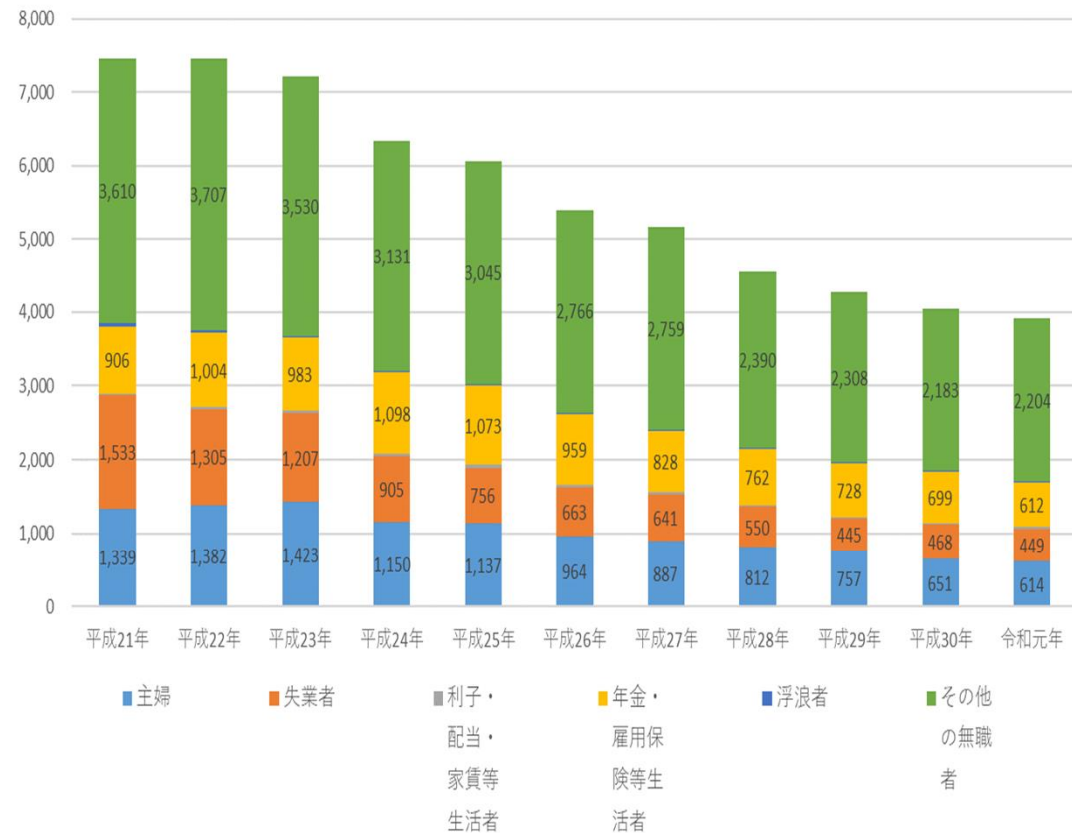
○無職者のうち、特に失業者の減少割合が大きい。

中高年の職業別自殺者数の推移



資料: 警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

中高年の自殺者数(無職者の内訳)の推移



資料: 警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

前期高齢者(65~74歳)の自殺をめぐる状況

前期高齢者の自殺

○健康問題が全体の3分の2を占め、次いで、経済・生活問題及び家庭問題が多く、そのいずれも減少している。

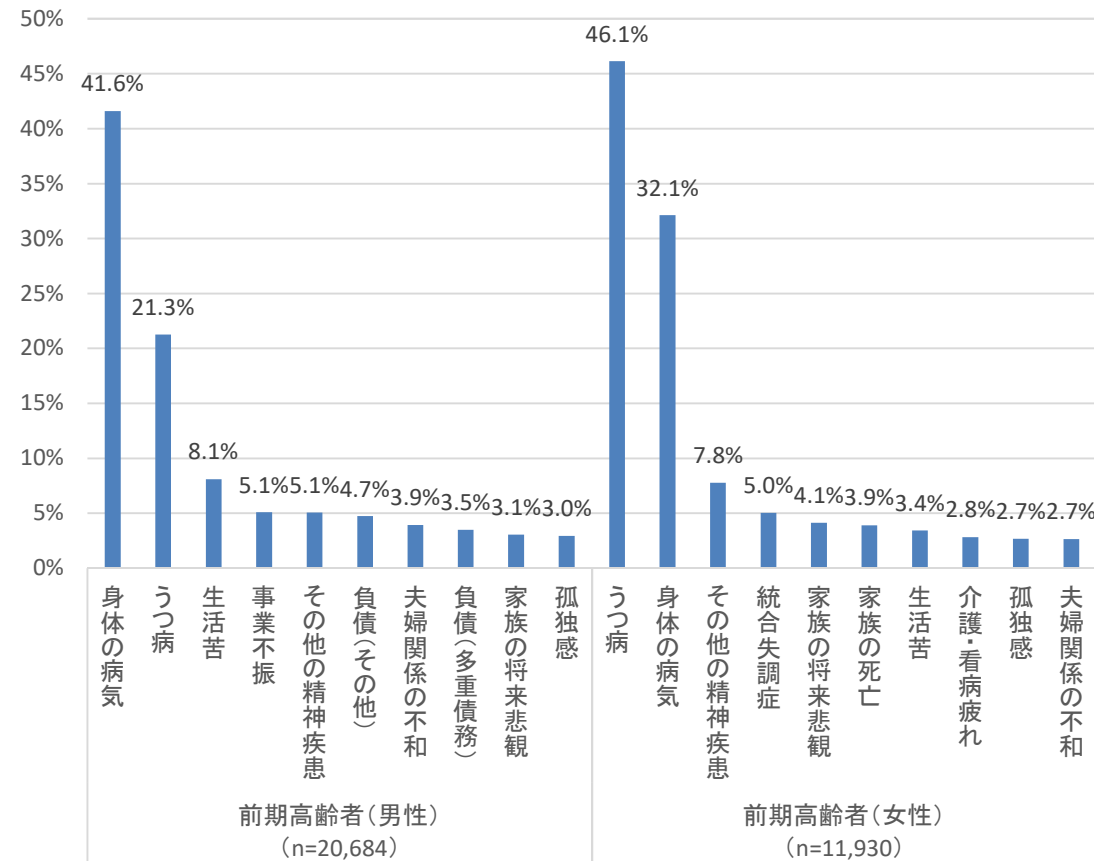
○健康問題を除けば、男性では生活苦、事業不振などの経済・生活問題が多く、女性では家族の将来悲観、家族の死亡などの家庭問題が多い。

前期高齢者の原因・動機の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
家庭問題	607	675	610	601	567	589	609	500	455	422	398
健康問題	2,897	2,883	2,531	2,554	2,701	2,640	2,515	2,275	2,135	2,009	1,911
経済・生活問題	835	777	686	559	555	560	596	442	496	452	424
勤務問題	78	66	70	68	57	80	84	63	59	67	82
男女問題	20	15	31	20	26	15	17	14	23	12	6
学校問題	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	228	189	253	223	206	205	199	182	210	157	126

注：作成は自殺日を基にしているため、年中における自殺の状況などで用いる発見日とは数値が異なる。

前期高齢者の原因・動機の計上比率



後期高齢者(75歳以上)の自殺をめぐる状況

後期高齢者の自殺

○健康問題や家庭問題では減少で推移しているものの、経済・生活問題では横ばいで推移。

○健康問題では男女ともに身体の病気が多い。

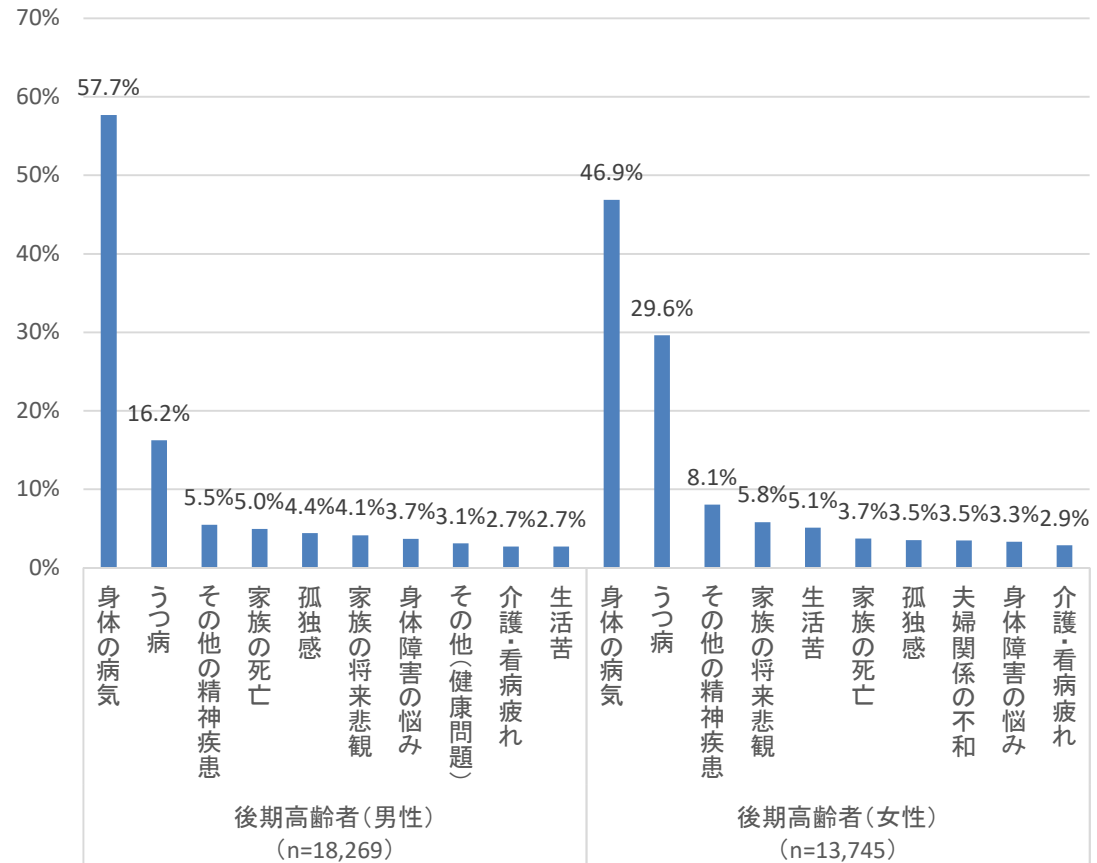
○中高年や前期高齢者と異なり、男性も家庭問題が多い。孤独感も男女ともに上位にある。

後期高齢者の原因・動機の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
家庭問題	618	654	651	619	630	614	599	571	555	598	533
健康問題	2,808	2,858	2,758	2,769	2,804	2,693	2,619	2,437	2,421	2,434	2,360
経済・生活問題	147	163	156	171	164	145	160	159	156	146	174
勤務問題	6	6	15	19	13	10	18	9	16	14	16
男女問題	13	12	6	6	7	5	8	4	6	8	4
学校問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	295	293	297	271	274	251	278	223	239	232	207

注：作成は自殺日を基にしているため、年中における自殺の状況などで用いる発見日とは数値が異なる。

後期高齢者の原因・動機の計上比率



【コラム】一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の取組

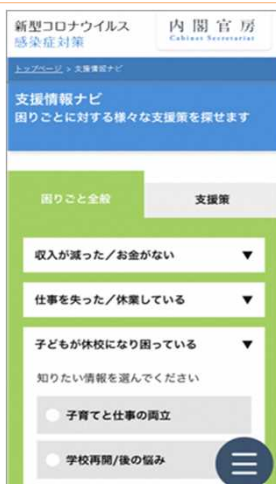
JSCPは「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第32号)」に基づき、令和2年2月27日に厚生労働大臣の指定を受けた一般社団法人で、同年4月1日より指定法人としての業務に取り組む

主な業務

- 自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用
- 調査研究・検証を行うものに対する助成
- 先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- 地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施
- 地方公共団体等の関係職員に対する研修



(全国自治体職員向けオンライン研修会)



(支援情報ナビ)

5 月

- 「新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響に関する緊急アンケート」の結果公表
「感染症の影響により活動の縮小や休止を余儀なくされている団体」(83.6%)
- 全国自治体職員向けにオンライン研修会を実施

6 月

- 内閣官房と協力し、「新型コロナウイルス感染症対策支援情報ナビ」(corona.go.jp/info-navi/)を開発

5月と7月

- 有名人の自殺報道に対して、WHOの自殺報道ガイドラインを遵守するようメディア関係各位に対して呼びかけを実施

參考資料

令和元年の自殺の状況①

表1 総数

(単位：人)

	総数	性別		年齢			年齢			その他		
		男	女	成人	少年	不詳	男	女	男	女	不詳	
令和元年	20,169	14,078	6,091	19,457	659	53	443	216	45	8		
(構成比)	(100.0%)	(69.8%)	(30.2%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(67.2%)	(32.8%)	(84.9%)	(15.1%)		
平成30年	20,840	14,290	6,550	20,189	599	52	366	233	48	4		
(構成比)	(100.0%)	(68.6%)	(31.4%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(61.1%)	(38.9%)	(92.3%)	(7.7%)		
増減数	-671	-212	-459	-732	+60	+1	+77	-17	-3	+4		
(構成比)	-	(1.2)	(-1.2)	-	-	-	(6.1)	(-6.1)	(-7.4)	(7.4)		
増減率(%)	-3.2	-1.5	-7.0	-3.6	10.0	1.9	21.0	-7.3	-6.3	100.0		

表2 年齢階級別自殺者数

(単位：人)

	総数	少年		成人							不詳
		～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	
令和元年	20,169	0	659	2,117	2,526	3,426	3,435	2,902	2,917	2,134	53
(構成比)	(100.0%)	(0%)	(3.3%)	(10.5%)	(12.5%)	(17%)	(17%)	(14.4%)	(14.5%)	(10.6%)	(0.3%)
平成30年	20,840	0	599	2,152	2,597	3,498	3,575	3,079	2,998	2,290	52
(構成比)	(100.0%)	(0%)	(2.9%)	(10.3%)	(12.5%)	(16.8%)	(17.2%)	(14.8%)	(14.4%)	(11%)	(0.2%)
増減数	-671	0	+60	-35	-71	-72	-140	-177	-81	-156	+1
(構成比)	-	(0.0)	(0.4)	(0.2)	(0.0)	(0.2)	(-0.2)	(-0.4)	(0.1)	(-0.4)	(0.1)
増減率(%)	-3.2	-	10.0	-1.6	-2.7	-2.1	-3.9	-5.7	-2.7	-6.8	1.9

表3 職業別自殺者数

(単位：人)

	総数	自営業・ 家族従業者	被雇用者 ・勤め人	無職		不詳
				学生・生徒等	無職者	
令和元年	20,169	1,410	6,202	888	11,345	324
(構成比)	(100.0%)	(7%)	(30.8%)	(4.4%)	(56.2%)	(1.6%)
平成30年	20,840	1,483	6,447	812	11,776	322
(構成比)	(100.0%)	(7.1%)	(30.9%)	(3.9%)	(56.5%)	(1.5%)
増減数	-671	-73	-245	+76	-431	+2
(構成比)	-	(-0.1)	(-0.1)	(0.5)	(-0.3)	(0.1)
増減率(%)	-3.2	-4.9	-3.8	9.4	-3.7	0.6

資料：厚生労働省・警察庁「令和元年中における自殺の状況」

令和元年の自殺の状況②

表4 原因・動機別自殺者数

(単位：人)

	総数	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者
令和元年	20,169	14,922	5,247
(構成比)	(100.0%)	(74%)	(26%)
平成30年	20,840	15,551	5,289
(構成比)	(100.0%)	(74.6%)	(25.4%)
増減数	-671	-629	-42
(構成比)	-	(-0.6)	(0.6)
増減率(%)	-3.2	-4.0	-0.8

(単位：人)

	原因・動機特定者の原因・動機別						
	家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
令和元年	3,039	9,861	3,395	1,949	726	355	1,056
平成30年	3,147	10,423	3,432	2,018	715	354	1,081
増減数	-108	-562	-37	-69	11	1	-25
増減率(%)	-3.4	-5.4	-1.1	-3.4	1.5	0.3	-2.3

注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(平成30年は15,551人、令和元年は14,922人)とは一致しない。

資料：厚生労働省・警察庁「令和元年中における自殺の状況」

自殺対策のこれまでの経緯

平成18年	6月	自殺対策基本法成立（議員立法、10月施行）
	10月	自殺予防総合対策センターの設置
平成19年	6月	初の「自殺総合対策大綱」（閣議決定）
	9月	初の「自殺予防週間」（「自殺対策強化月間」は平成22年～）
	11月	初の「自殺対策白書」
平成21年度		「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府100億円）の設置
平成24年	8月	自殺総合対策大綱改定（閣議決定）
平成27年	6月	自殺総合対策の更なる推進を求める決議（参議院厚生労働委員会）
平成28年	3月	自殺対策基本法一部改正法成立 （議員立法、4月1日施行、地域自殺対策計画策定の義務化等）
	4月	自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管 自殺総合対策推進センターとして機能強化
平成29年	7月	自殺総合対策大綱改定（閣議決定）
	12月	座間市における事件の再発防止策（関係閣僚会議決定）
令和元年	6月	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律成立（議員立法）

「自殺総合対策大綱」（概要）

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

座間市における事件の再発防止策の概要(平成29年12月19日)

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等(自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等)に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
 - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
 - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
 - サイバーパトロールの強化

2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

(1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
 - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
 - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
 - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
 - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

(2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

(1) 教育・啓発・相談の強化

(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ① 今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実にを行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ② 関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③ 本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価